

南あわじ市事業持続支援金

～申請期限は2月12日（金）まで～

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている中小企業等の経営安定化を図り、経営継続を支援するため市独自の支援金を給付します。

給付額 中小法人等は10万円、小規模企業者・個人事業者は5万円

対象者 次の①～③の要件をすべて満たす中小法人等、小規模企業者、個人事業者

- ① 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある
- ② 国の「持続化給付金」、県の「休業要請事業者経営継続支援金」をいずれも受給しておらず、かつ将来にわたり受給しない
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少している

※ 2019年に創業した人や売上が一定期間に偏在している人などには特例があります

申請期限 2月12日（金）まで

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



申請・相談窓口

同支援金申請サポート事務局 ☎ 43-5670
(場所：南あわじ市役所会議室棟内)

市内対象店舗で PayPay を利用すると

最大 **20%** のポイント還元！

キャッシュレス決済サービス PayPay（ペイペイ）を導入した市内対象店舗で、PayPay 残高でお買い物をした場合、決済金額の最大 20% に相当するプレミアムポイントを還元します。

キャンペーン実施期間は 2月28日（日）まで

■ポイント還元の上限

- ・お買い物 1 回あたりの付与上限額 1,000 円相当
- ・月あたりの付与上限額 5,000 円相当

(例) 6,000 円のお買い物をすると 1,000 円相当のポイント還元 (1 回の付与上限額が 1,000 円相当のため)

対象店舗一覧は、
特設サイトをご覧ください



対象店舗は
ポスターとのぼりが目印です

☎ 0120-22-5320 (9:00 ~ 17:00)

マイナンバーカード QR コード付交付申請書が再送付されます

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

マイナンバーカード取得促進のため、地方公共団体情報システム機構から未取得の人へ、順次、QR コード付交付申請書が再送付されます。送付される申請書を使えば、郵送やスマホ等でご自宅からマイナンバーカードの申請ができます。



送付対象者

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない人

※ただし、次の人は今回の再送付対象外となりますので、交付を希望する人は個別に申請をお願いします

- ① 令和 2 年 10 月 31 日時点で 75 歳以上の人 (後期高齢者医療被保険者証の更新時等にマイナンバーカード取得に係る申請書等が送付されています)
- ② 令和 2 年中に出生、国外転入などにより、QR コード付き申請書が添付された個人番号通知書または通知カードの送付を受けた人

- ③ 出入国管理及び難民認定法に規定する中長期在留者等、地方出入国在留管理局において、マイナンバーカードの交付申請等について周知が行われている人
- ④ DV 支援など特別の事情のある人

送付時期

令和 3 年 3 月にかけて順次発送

送付物

- ・申請書 ID および申請用 QR コードが記載されたマイナンバーカード交付申請書
- ・返信用封筒
- ・パンフレット

※本紙は 1 月 20 日時点での情報を掲載しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、紙面に掲載した内容が変更となる可能性がありますので、ご了承ください